

No.	⑧-10		R 7 当初予算額 R 6 補正予算額	38,521 百万円の内数 36,500 百万円の内数
事業名	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）		府省庁名	環境省
概 要	「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和３年１０月２２日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和５年７月２８日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援します。 これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも１００か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進します。			
支援対象	地方公共団体等	補助率	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①脱炭素先行地域への支援：原則２／３ ②重点対策に取り組む地域への支援：２／３～１／３等 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金 ：原則２／３	
対象事業	（１）意欲的な脱炭素の取組（①又は②）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。 ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援 ② 重点対策加速化事業への支援 （２）民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援			
支援内容	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ① 脱炭素先行地域づくり事業 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象 ② 重点対策加速化事業 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援			

離島での実績	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ① 脱炭素先行地域づくり事業：(R5) 奥尻町 ② 重点対策加速化事業：(R5) 該当無し (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金： (R5) 該当無し
備 考	—
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
連絡先	03-5521-8233
参照 HP	脱炭素地域づくり支援サイト： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/

